

【様式1号】

令和8年6月24日

質疑書兼回答書

(件名) 広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託

について 質問 ・ **回答** します。

質問事項	回答
今年1月号では、2ページ目に市長による新年のごあいさつを1ページ分掲載しておりました。今回ご提案の紙面においても、同様に新年のごあいさつページを設ける必要がありますか。	必要ありません。特集テーマに係る内容のみでご提出ください。
表紙作品につきましては、タイトルデザインや写真レイアウトなど現行仕様からのリニューアル提案は可能でしょうか。	表紙について、現行のデザインを引き続き使用する予定ですので、提案は必須ではありません。
企画書及びラフレイアウトの市長への説明・調整はどんな頻度で、どのようなラフレイアウトのタイミングか具体的に教えてください。	企画書及びラフレイアウトでは、誌面の構成を重視しているので、デザイン等の装飾は不要です。内容調整が終わり次第、本市職員で市長調整に入ります。
校了後の印刷会社からの修正は過去にどんなタイミングでどれくらいの頻度あったか、実績を教えてください。業務量を知るため分かりますと助かります。	校了後に印刷会社から修正を求められたことはありません。
茨木市の物品・業務委託の業者登録カードは落札後の登録でも認められますか。茨木市の物品等参加資格名簿に登録は契約候補者となった場合で可能というのと同じ条件と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
広報誌への市民のご意見で、求められる誌面イメージがございましたらご教示下さい。	現在の特集誌面は概ねご好評いただいていると考えますが、特に求められる誌面イメージとしては、仕様書4に記載のとおりです。
制作物は、巻頭特集と表紙を合わせて計7ページという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

また、制作サイズについてもご教示いただけますでしょうか。	制作サイズは A4 版です。
Indesign で制作とありますが、Illustrator で作成して Indesign に配置する形でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
初校、再校、色校の 3 回以上とありますが、以上とは実際にどの程度の確認・修正のやり取りを想定されていますでしょうか。	念校を含めて 4 回程度を想定しています。
「5 業務内容 (4) 可能な範囲での助言・技術指導」とありますが、こちらを担う場合、具体的にはどのような内容になりますでしょうか。	現時点で具体的に想定している内容はありませんが、広報誌の制作に関して、受託者の専門的知見に基づく助言や技術的な支援をお願いする場合があります。
これまでに制作されたものを参考にしたり、素材として使用したりすることは可能でしょうか。	問題ありません。
業務フローについて、実際に初校提出から再校、入稿まで、どの程度の期間を想定されていますでしょうか。	1 か月程度を想定しています。
企画提案書については、参加資格審査合格後に詳細をご提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	追加の提示はありません。 実施要項 8 に記載のとおりです。
お支払いは毎月していただけるものでしょうか。	お支払いは制作号数ではなく月単位で行うため、毎月お支払いします。
仕様書 P2 (2) これまでの取材日数は 1 号あたり何日くらいですか。また今回は日数の指定はおありですか。 取材対象者への謝礼や交通費は、無償または予算外と考えてよろしいですか	1 号あたりの取材・撮影は 2 日程度を想定していますが、日数の指定はありません。  お見込みのとおりです。
仕様書 P2 (3) これまでの校正回数は 1 号あたり 3 回程度でしょうか	念校を含めて 4 回程度を想定しています。
仕様書 P2 7 (3) 印刷会社への入稿は市役所様のほうで行われますか。それとも受注業者から直接入稿でしょうか。	印刷会社への入稿は、本市職員で行います。

また、InDesign のバージョンは特にご指定ないでしょうか	InDesign のバージョンについての指定はありませんが、データの互換性確保のため、最新の安定版の使用を想定しています。
実施要項 P1 1 (4) 契約は令和 10 年 6 月 30 日までですが、請求・お支払いは毎月（毎号）行う認識でよろしいでしょうか。	お支払いは制作号数ではなく月単位で行うため、毎月お支払いします。
実施要項 P1 1 (5) 制作号数のうち令和 9 年 4 月号を除いているのはなぜでしょうか	4 月号は施政方針を掲載する号（予定）であり、本市職員が制作するため、制作号数から除外しています。
実施要項 P2 5 (1) 入札参加資格者名簿の取引業種分類は「広告・宣伝」でしょうか。 また、当該掲載のない者が契約候補者となった場合、審査結果通知 8/13 から契約締結の 10 月上旬までの間に、申請書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	「広告・宣伝」で問題ありません。  お見込みのとおりです。
実施要項 P4 ウ 参考見積書は月額で記載し、契約の際は 17 号分の総額で契約するという理解でよろしいですか。 また、発行号によって増ページ等なった場合は、別途再見積もりとなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。  増ページになることは想定していません。
別紙 審査基準 委員審査の「配点」が、「委員配点」の 7 倍になっていますが、これは審査委員が 7 名いらっしゃってその合算になるという意味でしょうか。	お見込みのとおりです。

※提出期限は、令和 8 年 6 月 19 日午後 3 時です。（電子メール）

※質問がない場合は、提出不要です。

※質疑に対する回答は、令和 8 年 6 月 24 日午後 5 時までに市ホームページで公開します。

【掲載場所】 茨木市ホームページ まち魅力発信課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/machimiryoku/menu/44823.html>